

1	令和 8 年度 第 1 回厚真町農業委員会総会議事録
	令和 8 年 4 月 30 日（木） 午後 3 時 30 分から
2	令和 8 年度 第 1 回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター第 2 会議室に招集する。
3	出席委員 13 名（定員 14 名） 会長 14 番 小谷和宏 職務代理 13 番 高橋宥悦（欠席） 委員 1 番 早坂信一 2 番 岡嶋修司 3 番 藤本裕一 4 番 上田輝美 5 番 中島純一 6 番 中島広幸 7 番 長谷川和司 8 番 斉藤 仁 9 番 澤田和博 10 番 工藤英暢 11 番 安田久美子 12 番 米澤慶一
4	議事日程 第 1 議事録署名委員の指名 第 2 会期の決定 第 3 諸般の報告 第 4 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正 第 5 令和 8 年度 厚真町農業委員会執行方針 第 6 農業者年金業務報告 第 7 報告第 1 号 各諸証明の発行 第 8 報告第 2 号 厚真町参考賃借料の設定 第 9 報告第 3 号 農用地あっせん 第 10 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 第 11 議案第 1 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第 12 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 第 13 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案 第 14 農地移動適正化あっせん委員の指名
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査、奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から、令和 8 年度 第 1 回総会を開催いたします。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14 名中 13 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長	これより、議事に入ります。（午後 3 時 30 分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

	厚真町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長	それでは、早坂委員、岡嶋委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長	日程第 2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。
議長	日程第 3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長	日程第 4 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正」の報告を行います。事務局から、説明をお願いします。
事務局(石間主査)	本日配布資料の「厚真町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」」をご覧ください。 まず、本指針は農業委員会法の改正を受け令和 4 年度末に策定したものです。農地利用の最適化を推進することは農業委員会にとって「必須事務」であり、指針を策定し維持していくことは法律上の義務となっております。 今回、指針を見直す理由でございますが、委員の改選期である 3 年ごとに見直しを行うことが求められているためです。本指針は「農地利用最適化交付金」、つまり皆様への上乗せ報酬の交付要件となっており、この見直しを怠ると交付金を受けることができなくなるということで、非常に重要な手続きとなっております。 それでは、指針の概要についてご説明させていただきます。 第 1 基本的な考え方では地域計画に基づき、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組む必要性から、農業委員が担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、厚真町農業委員会の指針として、具体的な目標・推進方法・評価方法等を定める旨を明記しております。 また、北海道並びに厚真町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた長期目標として、改選期である 3 年ごとに本指針の検証・見直しを行う旨を明記しております。 2 ページをご覧ください。 第 2 農地等の利用の最適化の具体的な目標、推進方法及び評価方法についてです。 1 遊休農地の発生防止・解消 遊休農地を、令和 12 年度末までにゼロとして維持することを目標としております。 発生防止のため、日々の農地パトロールに加え、8 月に予定している利用状況調査を実施する。その際、再生利用が困難と判断される農地については「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する、としております。 3 ページをご覧ください。 2 担い手への農地利用の集積・集約化 まず上の表をご覧ください。令和 12 年度末の目標を集積率 92%と設定いたしました。

	前回の総会の最適化活動の目標では、95%と報告いたしましたが、厚真町の基本構想との整合を図るため92%に修正しております。 次に下の表、担い手の育成・確保についてです。 総農家数340戸という数値は、2020年の農林業センサスに基づくものですので、参考としてご確認ください。 担い手の数値は最新のものとなっております。認定農業者は現在172人、目標を151人と設定しています。認定新規就農者は、認定期間が5年であることから、1年につき3人の農業研修生が就農すると考え、15人を目標としております。 農地利用の集積・集約化の推進に向けては、農地中間管理事業の活用を前提とした利用調整を推進する、としております。 3. 新規参入の促進について 現状の新規参入者は年3経営体、農地権利移動等面積は2.5haです。 目標としては、同じく年3経営体で、面積は2ヘクタールと設定しました。具体的な推進方法としては、関係機関と連携して新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップを行うとしております。 最後に第3 地域計画の目標を達成するための役割です。 農業委員会は記載の5項目を担っていくとしております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
澤田委員	法人の従業員も認定農業者になることはできるのか。
事務局（事務局長）	経営体として認定されるため、法人の構成員に含まれることになります。
岡嶋委員	新規参入の促進についてのところで、3の企業参入についてというのは、町外、町内問わずということではなく、町内ということですか。
事務局（石間主査）	こちらでございますが、指針を作る上で、全国農業会議所がひな形ございまして、そのひな形をベースに厚真町にあうように、一部文章を変えているところでございます。 ご質問の箇所も、書き方について悩みましたが、農業会議所の方で元々記載されているため、敢えて町内、町外と明言をしていないようにしています。
藤本委員	農地の集積率について、5年後には92%とあるが、集積の形というのは、今、1つの地域だけで集積するのも大変なので、ある程度よその地区にも入り込んでいる人も全町的に多いと思うが、この現状をそこに持っていけるのか。
議長	国が言っていく集積というのは、地続きでの集積というのが原点。 ただ、厚真町は手挙げ方式で耕作されるのが現状でございます。 今後もしやりうるならば、全道的に進んできている、交換分合という集積。それが会議でも説明されている。 今の現段階の厚真町の集積でも、集積はされていると厚真町はされていると考えてやっていっているの、今後、全道的に進められている交換分合に参加しなければならなくなれば、私たちも取り組んでいくが、今の段階では今の状況下で厚真町は集積していますよという言い方で問題ないと考えている。
藤本委員	町は研修生はずっと受け入れていくという考え方なのか
議長	農業人口が減っているのは現状で、そこをなんとか食い止めたいという一つの政策であって、国がそういう考え方をもっていて、厚真町もそこに賛同して取り組んでいるという感覚です。
長谷川委員	指針について議論していてもきりがないと思うんですけど、今後明らかに農業経営体が減っていくのは事実で、今後の厚真町の農地をどういう経営体にしていくのが正解なのかというところを再生協議会等で議論しなければならないと思っています。

議長	町行政としてはそこに踏み込めないところもある。 ですから、農業委員としては公平にといいますか、耕作者に適切に配分していくことが大事だと考えている。
議長	ほかにありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	これで質疑を終わります。 したがって、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正については、報告のとおりといたします。
議長	日程第5 「令和8年度厚真町農業委員会執行方針」の報告を行います。事務局から、説明をお願いします。
事務局(事務局長)	令和8年度厚真町農業委員会執行方針についてご説明いたします。 本日配布資料の1ページをご覧ください。 執行方針の構成については、例年通り 1 事業実施方針 2 取組内容 3 活動計画としてございます。 1番の事業実施方針については、農業・農村を取りまく情勢は、異常気象、農業従事者の高齢化による担い手不足、生産資材価格の高騰などにより、厳しさを増しています。 こうした中、町は『第8次厚真町農業振興計画』及びその増補版に基づき、新たな農業・農村づくりに向けた施策を展開しております。 農業委員会としては、優良農地の確保と有効利用を中心に、担い手への集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止を一層推進してまいります。 また、農家戸数の減少が見込まれる一方で、中心的経営体の規模拡大やあっせんは増加傾向にあることから、地域計画を踏まえた適正な農地利用権の移動・調整を進めていかなければなりません。 今後も関係機関と連携し、担い手の育成と農地利用の最適化をはじめ、諸制度の円滑な遂行に向けた活動を進めていくこととします。 2ページをご覧ください。 2番の取組内容でございます。 1 優良農地の確保と利用集積の促進 について2項目 (1) 地域合意を基本とする農地利用調整の促進 (2) 買入協議を通じた農地売買等事業の活用でございます。 続いて、2 経営支援システムの形成 について2項目 (1) 経営の法人化・集落営農化 (2) 経営支援システムの充実・強化でございます。 3 次世代を担う多様な人づくり について2項目 (1) 新規就農者（農家後継者・新規参入者）等の育成・確保 (2) 女性農業者の能力の発揮でございます。 特に新規参入者の育成・確保については、地域計画の目標地図を基に、就農地の確保を推進してまいりたいという考えでございます。 3ページをご覧ください。3番の活動計画でございます。 1 諸会議等の開催について8項目。 (1) 農業委員会総会の開催 (2) 農政部会及び農地部会並びに地域開発等対策特別委員会の開催 (3) あっせん委員会の開催。 (4) 農地パトロールの実施による無断転用、荒廃農地、廃棄物投棄等の調査 (5) 農作物の作況調査

	(6) 情報提供活動の推進 (7) 意見公表活動等の取り組み (8) 農業委員活動記録の整備でございます。 2 部会における諸対策の推進については、 農業経営の合理化と安定、基礎づくりを確立させるため、部会においては、下記の諸対策を推進いたします。 (1) 農政部会においては、5 項目 ①農業後継者対策事業 ②農業生産法人設立などに向けた啓蒙活動 ③認定農業者の掘り起こしや再認定 ④農業者年金業務の推進・指導相談 ⑤家族協定の締結推進でございます。 (2) 農地部会においては、4 項目 ①農地法及び農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業推進法等関係業務 ②農地あっせん ③農地等の課題調整 ④農地銀行活動の推進でございます。 (3) 地域開発等対策特別委員会においては ①道営ほ場整備事業でございます。 3 農業後継者対策の強化については、強い体質の経営体の育成を促進するとともに、農業の担い手確保のため次の諸対策を推進いたします。 (1) 農業後継者対策の推進 (2) 新規就農者確保対策の推進 (3) 農業後継者対策事業の実施 以上の 3 項目でございます。 4 組織指導対策の強化については 農業委員会系統組織との連携協力を強化するとともに、業務の適正かつ積極的な活動を促進するため、次の諸対策を推進いたします。 (1) 地域内相談活動の促進 (2) 北海道農業会議、胆振地方農業委員会連合会との連携強化 以上の 2 項目でございます。 5 要請活動・研修会等への参加については (1) 全国農業委員会会長大会への参加 (2) 全道農業者年金研修会参加 (3) 農業会議主催の農業委員研修会参加 (4) 胆振地方農業委員会連合会主催の研修会参加 (5) 農業会議等の主催する事務局職員研修会参加 (6) その他関係研修会への参加 以上の 6 項目でございます。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、令和 8 年度厚真町農業委員会執行方針については、報告のとおりといたします。
議長	日程第 6 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布の、農業者年金処理台帳をご覧ください。

	4 月分の処理状況でございますが、 受付番号 41 番及び 47～48 番 再加入の加入申込書 3 件 受付番号 42 番 短期被用者年金期間該当申出書 1 件 受付番号 43 番 新制度の農業者老齢年金裁定請求書 1 件 受付番号 44～45 番 農業を営む者でなくなったことの届 2 件 受付番号 46 番 特定処分対象農地等及び特定農業用施設処分届 1 件 以上の通り処理しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、「農業者年金業務報告」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第 7 報告第 1 号「各諸証明の発行」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 1 ページをお開きください。 報告第 1 号 各諸証明の発行について 厚真町農業委員会処務規程第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり発行したので、報告する。 令和 8 年 4 月 30 日提出。厚真町農業委員会会長 証明番号 1～3 番 現況証明 3 件 証明番号 4 番 営農証明 1 件を記載の通り発行しております。申請人につきましては、右に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、報告第 1 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第 1 号「各諸証明の発行」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第 8 報告第 2 号「厚真町参考賃借料の設定」についてを議題とします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 2 ページでございます。 報告第 2 号 厚真町参考賃借料の設定について。 農地法等の一部を改正する法律の施行により、標準小作料制度が廃止されたことに伴い、別紙のとおり参考賃借料を設定したので報告いたします。 令和 8 年 4 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 1、厚真町参考賃借料ということで、3 ページをご覧ください。 令和 8 年度厚真町「参考賃借料」でございますが、農地法の一部改正により標準小作料制度が廃止され、農業委員会による実勢賃借料の情報提供が義務化されています。 本会では、この情報提供とあわせ、担い手の経営を守る視点から、地域の平均的な担い手が負担し得る賃借料の目安として「令和 8 年度 厚真町参考賃借料」を設定いたしました。 まず、「田」の部でございますが、上で 15,000 円、中で 12,000 円、下で 10,000 円としております。 続いて、「畑」の部でございますが、上で 6,000 円、中で 4,000 円、下で 2,000 円としております。 これらを令和 8 年度の参考賃借料として設定いたしましたので、ご報告申し上げます。 説明は以上でございます。

議長	事務局の説明が終わりました。これより、報告第2号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第2号「厚真町参考賃借料の設定」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第9 報告第3号 「農用地あっせん」2番、4番を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	報告第2号 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和8年4月30日 厚真町農業委員会会長 2番 申出人 ○○ ■■■ 申出日 令和8年3月16日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 早坂委員長、高橋職務代理、米澤委員を令和8年3月31日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下5筆記載のとおりです。 地目 畑 地積5筆合計 11,214 m² 対価○○円 相手方 ○○ ■■■ 令和8年4月8日 1回で成立しています。 4番 申出人 ○○ ■■■ 申出日 令和8年3月23日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 米澤委員、高橋職務代理、早坂委員を令和8年3月31日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下2筆記載のとおりです。 地目 田及び畑 地積2筆合計 12,688 m² 対価○○円 相手方 ○○ ■■■ 令和8年4月15日 1回で成立しています。
議長	事務局の説明が終わりました。ここで、あっせんについて補足説明を求めます。2番を早坂委員お願いします。
早坂委員	■■■さんは○○の■■■さんの息子で相続しています。 ■■■さんと■■■さんとの関係ですが、ずっと賃貸を結んでいまして、3月で賃貸が終わることを機に売買の話になったようです。 ■■■さんと■■■さんは仕事を一緒にしていまして、気ごろしれた■■■さんを買ってもらいたいということで、売買になりました。 ○○地区になりますけども、最上位の○万円で売買に至っています。
議長	ありがとうございます。続いて4番を米澤委員お願いします。
米澤委員	■■■さんは○○の■■■さんと経営者である■■■さんの息子でございます。 ■■■さんとは賃貸借を結んでおりまして、今回、売りたいということで後継者の■■■さんが買受けることになりましたので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。これより、報告第3号2番、4番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、報告第3号「農用地あっせん」2番、4番については、報告のとおりといたします。
議長	次に、報告第4号「農用地あっせん」1番を議題といたします。本件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、早坂委員は退席をお願いいたします。
早坂委員	【退席：午後4時10分】

議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	1 番 申出人 ○○市 ■■ 申出日 令和 8 年 3 月 19 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 高橋職務代理、米澤委員、上田委員を令和 8 年 3 月 31 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下 9 筆記載のとおりです。 地目 田 地積 9 筆合計 30,397 m² 対価○○円 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和 8 年 4 月 6 日 1 回で成立しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて、補足説明を求めます。 あっせん委員長は高橋職務代理ですが、本日欠席のため、代表しまして米澤委員をお願いします。
米澤委員	こちら、これまで賃貸借を結んでおり、■■さんが今回売りたいということになりましたので、売買ということになっています。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第 3 号 1 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、報告第 3 号「農用地あっせん」1 番については、報告のとおりといたします。
早坂委員	【着席：午後 4 時 12 分】
議長	次に、報告第 4 号「農用地あっせん」3 番を議題といたします。本件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、■■委員は退席をお願いいたします。
■■委員	【退席：午後 4 時 13 分】
議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	3 番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和 8 年 3 月 23 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 中島広幸委員長、澤田委員、上田委員を令和 8 年 3 月 31 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下 4 筆記載のとおりです。 地目 田 地積 4 筆合計 37,941 m² 対価○○円 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和 8 年 4 月 13 日 1 回で成立しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて、補足説明を求めます。 あっせん委員を代表しまして、中島広幸委員をお願いします。
中島広幸委員	■■さんは■■委員の息子で、■■さんは■■さんから見ると母親の叔母さんにあたりまして、昔から賃貸してまして、今回売買することになりました。○○万円は超えますが、税金については了承して頂いています。
	【「ありません」と声あり】
議長	ありがとうございます。 これより、報告第 3 号 3 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
議長	質疑なしと認めます。 したがって、報告第 3 号「農用地あっせん」3 番については、報告のとおりといたします。
■■委員	【着席：午後 4 時 15 分】

議長	日程第 10 報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に よる届出」についてを議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	報告第 4 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出について。 次のとおり農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出があったので報告します。 令和 8 年 4 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番 所在 ○○番 地目 畑 地積 367 m² 契約内容 所有権の移転 目的 住宅の建設でございます。 計画内容は記載の通りでございます。 所有者 ○○ ■■■ 転用者 ○○ ■■■ 申請の理由 住宅の建設のためでございます。 届出年月日令和 8 年 4 月 10 日 受理通知日 令和 8 年 4 月 13 日 説明資料 1 ページをお開きください。 1 ページに位置図、2 ページに地番図、3 ページに現況図、 4 ページに計画図面でございます。 なお、市街化区域内の農地転用につきましては、農業委員会の許可は不要となっておりますため、本件は受理済みのご報告となります。 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第 4 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
長谷川委員	質疑ではないんですが、転用の許可というのはどのくらいの期間で許可されるんでしょうか。
事務局(奥井主事)	届出については 1 週間以内では受理通知をだせるかと思います。
議長	市街化区域は早く出せますが、区域外は数か月かかります。
長谷川委員	後継者の家を建てるとなればどのくらいか。
事務局(奥井主事)	市街化調整区域での転用であれば、1 ヶ月程で、2,000 m²を超える転用の場合は、北海道農業会議に意見聴取を行うため、さらに 1 ヶ月程延びます。 また、農振区域内での住宅建設の場合は除外が必要なため、さらに延びることになります。
議長	ほかになにかありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	これで質疑を終わります。 したがって、報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第 11 議案第 1 号 「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」1～5 番を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。

事務局(奥井主事)	議案書 6 ページでございます。 議案第 1 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和 8 年 4 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 本文に戻ります。 1 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番○ 記載のとおりでございます。 面積 合計 10,016 ㎡。 合意解約成立年月日、令和 8 年 4 月 1 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 4 月 30 日でございます。 2 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 札幌市 北海道農業公社 所在、○○番 記載のとおりでございます。 面積 合計 9,874 ㎡。 合意解約成立年月日、令和 8 年 4 月 15 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 4 月 15 日でございます。 3 番、賃借人 札幌市 北海道農業公社 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番 記載のとおりでございます。 面積 合計 9,874 ㎡。 合意解約成立年月日、令和 8 年 4 月 15 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 4 月 15 日でございます。 4 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番以下 3 筆記載のとおりでございます。 面積 3 筆合計 44,247 ㎡。 合意解約成立年月日、令和 8 年 4 月 20 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 4 月 30 日でございます。 5 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番以下 2 筆記載のとおりでございます。 面積 2 筆合計 12,146 ㎡。 合意解約成立年月日、令和 8 年 4 月 20 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 4 月 30 日でございます。 本件については、書面による合意解約であることが明らかであり、かつ、合意成立日から 6 ヶ月以内に農地の引渡しが行われることが確認できたため、農地法第 18 条第 1 項ただし書に該当し、同項の許可を要しないものと認められます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 1 号 1～5 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
米澤委員	数字の確認でしたが、10 ページの 7 番と解約の数字の差は何でしょうか。
事務局(石間主査)	10 ページの数字の違いに関しては、3 月末で切れている分があるため、解約にが含まれないためでございます。
議長	ほかなにかありませんか。
	【「ありません」と声あり】

議長	これで質疑を終わります。 それでは、議案第 1 号 1～5 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 1 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」1～5 番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて 6 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、早坂委員は退席をお願いいたします。
早坂委員	【退席：午後 4 時 36 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	6 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○市 ■■ 所在、○○番 記載のとおりでございます。 面積 40,848 m ² 。 合意解約成立年月日、令和 8 年 4 月 21 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 4 月 30 日でございます。 本件については、書面による合意解約であることが明らかであり、かつ、合意成立日から 6 ヶ月以内に農地の引渡しが行われることが確認できたため、農地法第 18 条第 1 項ただし書に該当し、同項の許可を要しないものと認められます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 1 号 6 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
藤本委員	■■さんの元々の人の土地は誰でしょうか。
事務局(奥井主事)	○○の■■さんになります。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 1 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」6 番については、原案のとおり可決されました。
早坂委員	【着席：午後 4 時 39 分】
議長	日程第 12 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」を議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(石間主査)	議案書 7 ページでございます。 議案第 2 号 農地法第 3 条の許可処分について。 次のとおり農地法第 3 条の許可申請があったので提出いたします。 令和 8 年 4 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番、土地の表示、所在 ○○ 公簿・現況地目 畑。地積 4,276 m ² 売主、○○ ■■。買主、○○ ■■。 契約内容につきましては、売買でございます。 10a 当り単価、○○円で算出しまして、価格○○円でございます。

事務局(石間主査)	説明資料をご覧ください。 5 ページに申請地の位置図、6 ページに地番図、7 ページに写真図を載せております。 8 ページに農地法第3条調査書でございます。記載の通り農地法第3条第2項の要件にはいずれも該当致しません。 今回の売買に至った経緯でございますが、当該地につきましては、長年、■■さんが管理しておりました。 この度、〇〇在住の■■さんが厚真の土地の整理をしたいということで、日頃より管理を行っている親族の■■さんと売買することになりました。 本件につきましては、面積が小さいことから、両者の希望であっせんではなく3条の申請となりました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第2号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第2号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	日程第13 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案」所有権移転関係1～2番を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書8ページをお開き下さい。 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和8年4月30日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書9ページでございます。 1番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 ■■ 所有権を移転するもの 〇〇 ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 〇〇番〇以下5筆 地目 記載のとおりです。 面積5筆合計 11,214㎡ 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■さんですが、1%の手数料及び消費税は記載の通りでございます。 こちらの2つを合わせた〇〇円が実際の支払い額になります。 続いて下段、出しての■■さんですが、2%の手数料及び消費税は記載の通りでございます。 対価から差し引いた〇〇円が実際の支払い額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は7月17日まで、公社は8月5日が期限となっています。

	2 番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 ■■ 所有権を移転するもの 〇〇 ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 〇〇番〇以下 2 筆 地目 記載のとおりです。 面積 2 筆合計 12,688 m² 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■■さんですが、1%の手数料及び消費税は記載の通りでございます。 こちらの 2 つを合わせた〇〇円が実際の支払い額になります。 続いて下段、出しての■■■さんですが、2%の手数料及び消費税は記載の通りでございます。 対価から差し引いた〇〇円が実際の支払い額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は 7 月 3 日まで、公社は 7 月 17 日が期限となっています。 なお、公告日は全て 5 月 22 日を予定しております。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第 3 号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長	これより、議案第 3 号所有権移転関係 1～2 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第 3 号 所有権移転関係 1～2 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」1～2 番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」3 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、■■■委員は退席をお願いいたします。
■■■委員	【退席：午後 4 時 49 分】
議長	それでは、事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	3 番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 ■■ 所有権を移転するもの 〇〇市 ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 〇〇番〇以下 9 筆 地目 記載のとおりです。 面積 9 筆合計 30,397 m² 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■■さんですが、1%の手数料及び消費税は記載の通りでございます。 こちらの 2 つを合わせた〇〇円が実際の支払い額になります。 続いて下段、出しての■■■さんですが、2%の手数料及び消費税は記載の通りでございます。 対価から差し引いた〇〇円が実際の支払い額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は 7 月 3 日まで、公社は 7 月 17 日が期限となっています。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。

	この件につきましては、先ほど報告第3号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長	これより、議案第3号所有権移転関係3番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは議案第3号 所有権移転関係3番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」3番については、原案のとおり可決されました。
早坂委員	【着席：午後4時51分】
議長	続いて「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」4番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、■■委員は退席をお願いいたします。
■■委員	【退席：午後4時52分】
議長	それでは、事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	4番 所有権の移転を受けるもの、○○ ■■ 所有権を移転するもの ○○ ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 ○○番○以下4筆 地目 記載のとおりです。 面積4筆合計 37,941㎡ 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計○○円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■さんですが、1%の手数料及び消費税は記載の通りでございます。 こちらの2つを合わせた○○円が実際の支払い額になります。 続いて下段、出しての■■さんですが、2%の手数料及び消費税は記載の通りでございます。 対価から差し引いた○○円が実際の支払い額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は7月3日まで、公社は7月17日が期限となっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第3号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長	これより、議案第3号所有権移転関係4番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第3号 所有権移転関係4番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」4番については、原案のとおり可決されました。
	【着席：午後4時54分】
議長	続いて、賃貸借関係 1番～6番を議題といたします。事務局より説明をお願い

	いたします。 議案書 12 ページでございます。 1 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番○1 以下 2 筆記載のとおりでございます。 地積 2 筆合計 19,631 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 5. 22～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円でございます。 こちら新規案件でございます。 続いて 2 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手 ○○市 ■■■ 設定する土地 ○○番 1 以下 2 筆記載のとおりでございます。 地積 2 筆合計 24,619 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 5. 22～R11. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 続いて 3 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番 記載のとおりでございます。 地積 9,400 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 5. 22～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 続いて 4 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番以下 4 筆記載のとおりでございます。 地積 4 筆合計 23,607 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 5. 22～R12. 12. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 続いて 5 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番○以下 3 筆記載のとおりでございます。 地積 3 筆合計 15,499 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 5. 22～R12. 12. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 続いて 6 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手 ○○市 ■■■ 設定する土地 ○○番 4 筆記載のとおりでございます。 地積 9,965 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 5. 22～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。地区担当は高橋職務代理ですが、本日欠席のため賃貸借関係 1 番を米澤委員お願いいたします。
米澤委員	■■■さんも農業を営んでいますが、一人で水田を主体に営農していますが、畑まで手が回らないということで、後継者のいる■■■さんへ賃貸借することになりました。 また、単価も平均より安いんですけども、管理状況が悪いということでの単価になっていますのでお願いいたします。
議長	ありがとうございます。

	続いて3番を安田委員お願いいたします。
安田委員	ここは以前■■さんが賃貸していて、その後■■さんがサポートしてくれていまして、今回新規就農者の■■さんが施設野菜を作りたいということで賃貸借になりましたので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第3号 賃貸借関係1番～6番に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第3号 1番～6番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案1番～6番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて、賃貸借関係 7番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、■■委員は退席をお願いいたします。
■■委員	【退席：午後5時1分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	7番 受け手 ○○ ■■ 出し手側7番 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番以下7筆記載のとおりでございます。 地積 7筆合計 50,742㎡でございます。 設定する内容 存続期間 R8.5.22～R18.3.31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円でございます。 続いて出し手側8番 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番以下2筆記載のとおりでございます。 地積 2筆合計 12,146㎡でございます。 設定する内容 存続期間 R8.5.22～R18.3.31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円でございます。 2件共に新規案件でございます。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。7番につきまして、地区担当委員は○○委員であります。委員に関する案件で退席しておりますので、代わりに早坂委員お願いいたします。
早坂委員	先程の■■が解約した土地をそのまま、3月に契約が切れている分が合わさった賃貸借でございます。 ■■さんから距離が遠いということで、通うのが大変ということで、契約が切れるのを機に全部返したいということ話になったそうです。 ■■さんの土地も合わせてあるのは、■■さんの土地が■■さんの土地の隣接地であるため、合わせて賃貸借することになりました。
議長	こちらですが、私も■■さんより話しを受けていまして、■■さんの土地は奥さんの親の土地です。 地域に返すのが筋だろうということで、地域に返すのが集積だと話しを聞いています。
議長	ありがとうございます。これより、議案第3号7番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】

議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第3号7番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案7番については、原案のとおり可決されました。
■■委員	【着席：午後5時5分】
議長	日程第12 「農地移動適正化あっせん委員の指名」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	(あっせん申出地について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 〇〇市 ■■の申し出地につきましては、米澤委員、高橋職務代理、安田委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に上田委員を指名いたします。 続いて〇〇 ■■さんの申し出地につきましては、工藤委員、長谷川委員、岡嶋委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に斉藤委員を指名いたします。 続いて〇〇 ■■さんの申し出地につきましては、長谷川委員、斉藤委員、岡嶋委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に斉藤委員を指名いたします。 続いて〇〇市 ■■さんの申し出地につきましては、長谷川委員、工藤委員、岡嶋委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に斉藤委員を指名いたします。 指名された委員につきましては、よろしくお願いいたします。
議長	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和8年度第1回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午後5時11分閉会】

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議長 (小谷和宏)

署名委員 (早坂信一)

署名委員 (岡嶋修司)